

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託(長期継続契約)	委託	(一財)大阪市コミュニティ協会	50,798,880円	令和7年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	鶴見区役所外構部に設置している防災井戸の深井戸化改良及び水質検査業務委託	委託	株式会社ヨコタテック	3,080,000円	令和7年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	第51回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託	委託	株式会社ジェイコムウエスト	1,888,150円	令和7年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

様式 15

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続契約】

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 特名随意契約理由

本事業は、活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会（以下「地活協」という。）を構成する多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれが特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、中間支援組織を活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援する事業である。当区においては、平成 26 年度に区に予算が移管されて以降、当区の地域実情に即した支援が行われるよう、中間支援組織に運営・管理業務を委託し、区からの密接な指示命令系統のもと、各地活協の状況に応じた効率的かつ効果的な支援を実施している。委託事業者の選定にあたっては、各地活協のニーズや取り巻く現状について的確に把握し、その実情に合わせた支援を行う必要があるため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。また、より効果的に事業を実施することを目的に、地活協の実施する事業の実施計画から翌年度の精算までの P D C A や、 2 年度ごとに行われる役員改選を見据えた引継ぎなど、複数年の長期的な視点で地域実情に即した支援ができるように契約期間を 3 年間とする長期継続契約として公募したところである。

学識経験者等の意見を聴取する事業者選定会議において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会の評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 （電話番号 06-6915-9166）

様式 15

随意契約理由書

1 契約名称

鶴見区役所外構部に設置している防災井戸の深井戸化改良及び水質検査業務委託

2 契約相手方

株式会社ヨコタテック

3 特名随意契約理由

本件は、鶴見区役所敷地内に設置した防災井戸を深井戸に改良し、その結果揚水した地下水の水質検査を行う業務委託である。

大規模地震等が発生した場合、配水設備等の破損が原因で水道からの給水が困難になる可能性がある。実際に令和6年能登半島地震をはじめ過去の地震等の発生によって給水経路が絶たれ、洗濯やトイレ等に用いる生活用水の確保が困難となり、被災者の避難生活に大きな負担となっている。

水道復旧は、発災後10日後で約5割、3週間後で約7割程度の通水率であり完全復旧まで時間を要している。このため、災害関連死を防ぐには飲料水等の確保は急務であるとともに、洗濯やトイレ用水等の生活用水の確保を如何に行うかが重要なポイントとなる。

鶴見区役所は大規模地震等が発生した際、区災害対策本部となることから、令和6年8月に試験的に区役所敷地内に生活用水確保のための防災井戸を設置し、一定期間にわたり防災井戸の効果検証を行うこととした。

井戸の深さは調査の結果、当区の地形上地表に近い第1帶水層からの揚水が可能とのことであったので、井戸の深さを第1帶水層からの取水のための約10mとし、掘削の結果、地下水の揚水に成功し水質検査の結果も人体に影響ないことが確認された。

しかしながら揚水量は1日最大約400ℓにとどまり、一人当たりの最低生活維持のために必要な生活用水の水量を17ℓ（飲料水3ℓを除く）だとすると、1日あたりおよそ23人分の生活用水しか確保できないことや、一定量の揚水を行うと、インターバルを設けて地下水が回復する時間をとる必要が生じるなど、間断なく揚水ができないといった課題が判明した。

上記課題を解決するため、更なる事業者へのヒアリングや防災井戸を全市的に展開している伊丹市への視察を行うなど防災井戸の改良方法について調査・検討を進めた。

事業者へのヒアリングを進めていく中で、深井戸への改良を行うことで、現在揚水している第1帶水層よりもさらに深い第2帶水層（地下約25m以上）の地下水を揚水

が可能となり、1日あたり約37,440ℓの水を確保できることが判明した。この場合、地下水水量が相当多いため、揚水してもたちまち井戸内の水量が回復することから、間断なく揚水することが可能となる。また、水質面においても第1帶水層の下に約10mの粘土層があり、不純物を透過しづらいことから、第1帶水層からの取水よりも清浄であることが見込まれる。

なお、本件は区役所敷地内に設置した防災井戸の改良を行うものであるが、そもそもこの事業は、鶴見区内の防災対策の一助として、区民の避難所となる小学校等への展開を視野に入れたパイロット事業であり、基準設備となることを勘案すると、ひとつの避難所平均収容人員（約980人）が利用する水量を確保する必要がある。このため、前述の生活維持のための最低必要水量（17ℓ）を用いて計算するとその水量は16,660ℓとなるが、本件事業を施工実施した場合、この数値を大きく上回る水量（37,440ℓ）を確保できる見通しである。

さらに、鶴見区では地下水を生活用水や農業に使用してきた歴史があり、現在も農業用水として利用されており、地下の比較的浅い箇所からでも地下水の取水が可能という地域特性がある。そこで、鶴見区内の地下ボーリング調査を行っている事業者に資料の提供を依頼し、鶴見区役所地下の予想地層図を作成したところ、鶴見区役所の地下（約24m）に水を含む砂礫層が広がっている可能性が高いことが判明している。

次に、停電時などを想定し、深井戸でも手動で揚水できる防災井戸とする必要があるところ、既に設置の井戸では現行の深さを超えての揚水は手動では困難である。その課題に対応するため、深井戸シリンドラー（深井戸であっても手動で揚水が可能なシリンドラーを備えたオプション設備）の導入を検討し、実際に当該設備を導入した防災井戸を全市的に展開している伊丹市への視察も行い、鶴見区においても同設備が導入できることを確認した。

これらの調査検討結果から、深井戸への改良工事を行うことで大規模災害時においても手動により十分な揚水量を確保できる可能性が高いため、現行井戸の改良工事を行う計画である。

株式会社ヨコタテックは、令和6年8月に鶴見区役所敷地内で防災井戸の設置および水質検査を行った事業者であり、今回の改良工事では既に掘削している井戸孔内の拡大工事や現在設置している有孔管や無孔管等の配管入れ替え作業を行う必要があり、他の施工者にさせた場合、責任の所在が不明確になるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、現在の防災井戸を設置した株式会社ヨコタテックと特名随意契約を締結する。

5 担当部署

鶴見区役所総務課 (電話番号 06-6915-9625)

様式 15

随意契約理由書

1 案件名称

第 51 回鶴見区民まつりにおける広報プロモーション業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイコムウェスト

3 特名随意契約理由

本業務は、鶴見区民まつりの広報プロモーション業務であり、区内最大のコミュニティイベントである鶴見区民まつりの認知度や魅力をさらに向上させることを目的としている。年間を通じて区民の鶴見区民まつりへの関心を喚起し、より多くの区民が鶴見区民まつりに参加して交流を深めるためには、鶴見区民まつりの魅力を映像や音声で視覚的に伝えることができる動画を中心に据えた上で、その動画と連携した特設ホームページ、チラシなど様々なプロモーションツールを効果的に活用することで、幅広い年齢層や多種多様なバックグラウンドを持った相手に情報が伝わるよう統一的・戦略的に情報を発信する広報プロモーション業務が必要である。

ケーブルテレビのコミュニティチャンネルは、高齢者から若年層まで幅広い世代が視聴できるメディアであり、その視聴者のほとんどが地元住民でもあることから、地域に根ざしたイベント関係情報発信などを内容とする番組が一日に複数回一定期間にわたり放送を行っているなど、情報を直接ターゲットとなる区民に対して届けることができる効果的なメディアである。特に、テレビ視聴が日常の一部で、Web メディアを日頃から積極的に活用していない高齢者をはじめとした住民に対しては非常に有効な情報伝達手段となる。そのため、ケーブルテレビのコミュニティチャンネルでの動画放映を本業務の実効性を高めるために必須としている。加えて、若年層や子育て世代への効果的なアプローチとして、特設ホームページの開設や YouTube 動画によるオンラインプロモーション、鶴見区内の各家庭に直接届けるチラシを使ったオフラインプロモーションを効果的に組み合わせることで、より多くの区民に情報を伝えることができる。

そのプロモーションにあたっては、ケーブルテレビによる動画放映を中心に据えながら、チラシ、ホームページで統一したキービジュアルを用いることで、プロモーション全体に一貫性を持たせることができ、これにより視覚的な認識度が向上し、より高い効果が期待できる。また、各プロモーションツールでの情報発信のタイミングや内容を連動させるなど戦略的に行うことで、必要な情報を適切な時期に区民に届けることができるため、これらのプロモーションツールは広報プロモーションの一連の流れの中で密接不可分の関係にある。

株式会社ジェイコムウエストは、大阪市鶴見区で唯一のケーブルテレビ事業者であり、地域密着型の放送・通信事業者として、ケーブルテレビ、インターネットなどの暮らしを支えるサービスを長年にわたり展開している。サービスエリア毎に配置されている地域プロデューサーが中心となって、行政や地域団体と連携し、地域に根差したイベントの開催や地元の魅力を届ける情報発信など、地域課題の解決と地域の発展に貢献している事業者である。

また、株式会社ジェイコムウエストのコミュニティチャンネルの視聴可能世帯数は鶴見区で約45,000世帯、放映エリア全体で約100万世帯となっており、昨年度の鶴見区民まつりチラシ全戸配布数が約53,000枚であることを踏まえると、鶴見区内や鶴見区以外の放映エリアの多くの世帯で地域情報に特化したコミュニティチャンネルを配信できる事業者であると言える。ケーブルテレビ放映に関しては、他社が受託した場合には放映内容の制限又は放映できないことが考えられる中、株式会社ジェイコムウエストは自社インフラを活用できるため、確実に放映することが可能である。また、仮に他社が放映できたとしても、放映費用その他手続き等に係る経費が発生するとともに、広報に必要な鶴見区民まつりの素材を集めための取材などの人件費も発生することになる。一方、株式会社ジェイコムウエストが受託した場合、自社のコミュニティチャンネルを活用した放映費用は不要であるとともに、広報素材についても過去の取材で得た素材などを活用することができることから、費用面でも有利である。

さらに、株式会社ジェイコムウエストは、イベントの動画制作業務、イベントプロモーション業務の知識や経験を有していることから、本業務を遂行できる能力を有している。以上の理由により、本業務の目的を達成するためには、株式会社ジェイコムウエストと契約するほかなく、また素材の活用や費用面などについても合理的かつ有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると認め特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課 (電話番号 06-6915-9166)